

## 平成28年白老町議会議案説明会会議録

平成28年6月17日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時29分

---

### ○議事日程

1. 定例会6月会議の議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 定例会6月会議の議案説明
- 

### ○出席議員（14名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君  | 2番 小西秀延君  |
| 3番 吉谷一孝君  | 4番 広地紀彰君  |
| 5番 吉田和子君  | 6番 氏家裕治君  |
| 7番 森哲也君   | 8番 大渕紀夫君  |
| 9番 及川保君   | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |
- 

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 10番 本間広朗君 | 11番 西田祐子君 |
| 12番 松田謙吾君 |           |
- 

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |       |
|--------|-------|
| 総務課長   | 岡村幸男君 |
| 財政課長   | 大黒克巳君 |
| 企画課長   | 高尾利弘君 |
| 地域振興課長 | 高橋裕明君 |
| 経済振興課長 | 森玉樹君  |
| 農林水産課長 | 本間力君  |
| 生活環境課長 | 山本康正君 |

町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	中村諭君
病院事務長	野宮淳史君
総務課危機管理室長	小関雄司君
健康福祉課子育て支援室	渡邊博子君
経済振興課港湾室長	赤城雅也君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

---

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 6 月会議の議案説明会を開催いたします。

（午前 1 0 時 0 0 分）

---

○議長（山本浩平君） 定例会 6 月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算 4 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 4 件、組合規約の変更 3 件、報告 3 件、合わせて 15 件であります。

日程第 1、議案第 1 号 平成 28 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、まず議案第 1 号 平成 28 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 9,280 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 91 億 737 万 2,000 円の総額とする補正でございます。

次のページをお開き願います。「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうから説明をさせていただきたいと思っております。10 ページ 11 ページをお開き願います。

まず、2 款総務費、1 項 1 目一般会計管理費、その他一般管理経費 21 万 6,000 円の補正でございます。委託料でございますが、平成 28 年 2 月に埼玉地方裁判所川越支部にて判決のありました、本町のインターネット公売に係る損害賠償等請求事件に対しまして、原告側が 1 審判決を不服として東京高等裁判所へ控訴したことから、これに応訴するための弁護士費用として計上していくものでございます。

続きまして 7 目財産管理費、合板・製材生産性強化対策事業 3,857 万 8,000 円の補正でございます。本事業は国の平成 27 年度補正予算にて、合板・製材生産性強化事業が予算化されましたが、本事業は地域材の競争力強化に向けて都道府県が作成した体質強化計画に基づき、合板・製材工場等の施設整備とそれらに対して原木を安定的に供給する間伐材の生産及び路線整備等に対して、都道府県経由で支援を行うものでございます。本町ではこの事業を活用しまして、町有林の間伐と林業専用道路などを新設するものでございます。間伐の実施場所は字北吉原の町有林 57 林班のうち 19.28 ヘクタール、林業専用道路新設の延長 1,100 メートル、森林作業道の新設・延長は延べ 1,850 メートルでございます。財源につきましては、北海道の補助金 3,706 万 1,000 円、一般財源は 151 万 7,000 円でございますが、間伐材の売り払い収入があり、これが 210 万 4,000 円を見込んでいることから、全体事業としては 58 万 7,000 円のプラスというふうになるものでございます。

続きまして、9 目企画調整費、地域公共交通活性化事業 456 万 2,000 円の補正でございます。

本事業は昨年12月に改正された地域循環バス元気号において、路線の延伸による竹浦・虎杖浜方面への減便により町立病院等からの帰宅が困難になっている状況から、この空白の時間を埋めるため暫定的な対策を講じるものでございます。内容につきましては、週5日、町立病院から竹浦・虎杖浜方面まで1日3回帰りの便を増便するもので、この業務を委託して行う考えであります。なお、本事業は実証実験も兼ねていることから、今後の取り組みにつなげていきたいと考えております。なお、詳細につきましては、全体予算説明の後、担当課長から説明をさせていただきますと思います。財源につきましては全て一般財源で考えてございます。

17目諸費、熊本地震支援事業50万円の計上でございます。本年4月14日以降に発生しました熊本地震により被災した熊本県に対し支援を行うため、近隣市町の状況を考慮し50万円の寄附を県に対し行うものでございます。財源は一般財源でございますが、熊本県民からの本町に対する平成27年度ふるさと納税寄付額が40万円となっており、これらも考慮しております。

次のページでございます。5項2目指定統計費、指定統計調査経費21万3,000円の増額計上でございます。平成28年度統計調査に関する交付金が決定されたことから、経済センサスに関する増額分をそれぞれの節に追加補正するものでございます。なお、当初予定していました工業統計調査については、実施しないこととなったため減額してございます。財源は21万2,000円道費を充当してございます。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、町民生活事務経費15万円の計上でございます。白老町災害弔慰金等支給要綱に基づき、5月に発生した2件の火災による住家被害見舞金10万円と死亡弔慰金5万円を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業864万円の計上でございます。本事業は国の事業でございますが、1億総活躍社会の実現に向け賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するために実施するもので、支給対象は平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者でかつ、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方でございます。支給額は1人につき3万円を支給するものであります。なお、対象予定者は約300人を想定しており、9月から申請受け付けを開始する予定であります。財源は全て国庫支出金でございます。

続きまして、消費行政推進事業14万9,000円の計上でございます。このたび北海道の消費者行政推進事業補助金の額が確定し177万2,000円となったことから、その一部166万6,000円を給与費に充当財源振り替えし本事業につきましては、14万9,000円のうち道費補助財源補助金の財源10万6,000円を充当して研修会に出席するための旅費と消費者教育用啓発パンフレット購入、配布するものでございます。

続きまして、臨時福祉給付金給付事業2,082万8,000円の計上でございます。本事業も国の事業でございますが、平成26年4月からの消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方に対し制度的な対応を行うまでの暫定的な措置として実施するもので、支給対象は平成28年度分の住民税が課税されていない方で、対象者一人3,000円を支給するものでございます。対象予定者は約4,500人を想定しており、9月から申請受付を開始する予定でございます。

財源は全て国庫支出金であります。業務といたしましては、臨時職員2名を雇用し給付システムを構築し給付事業を実施いたします。なお、昨年実施した給付事業による国庫支出金の返還があることから、229万9,000円を一般財源により返還することとさせていただきます。

続きまして2目老人福祉費、外国人高齢者福祉給付金給付事業12万円の計上でございます。この事業は北海道の事業で平成9年度から実施しております。国民年金制度上、無年金となっている外国人の方々に福祉給付金を支給する事業でございます。このたび町内の方から申請があったことから、定額の月額1万円を支給するものでございます。財源は全額、道支出金でございます。

8目アイヌ施策推進費、生活館管理運営経費57万3,000円の計上でございます。11節の修繕料でございますが、北吉原本町生活館の玄関及び事務室の雨漏りがひどく、利用に支障をきたしていることから、これを補修するための修繕料を計上するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

次のページでございます。2項1目児童福祉総務費、保育行政事務経費30万円の計上でございます。本年4月より子ども課が子育て支援室として、いきいき4・6に移転しておりますが、これまで業務のための公用車につきましては、健康福祉課からの公用車を利用しております。しかし、家庭訪問件数の増加や緊急での外勤に対応できるように、新たに軽自動車1台を借り上げて利用するための経費を計上するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、4款環境衛生費、3項2目塵芥処理費、環境衛生センター運営経費21万9,000円の計上でございます。修繕料でございますが、環境衛生センターの水処理につきましては、廃棄物埋め立て区域から浸出水処理施設に送水し、維持管理しやすいように2系統で稼働しておりますが、そのうちの1基の水中ポンプが老朽化による腐食が激しく、使用不能となっていることからポンプを取り替えるための費用を計上するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、6款農林水産費、1項1目農業委員会費、農業委員会経費33万9,000円の計上でございます。北海道の補助金である農業委員会活動促進事業交付金が確定し、107万2,000円の増となったことから、その一部73万3,000円を給与費に充当、財源振替をし、本事業につきましては報酬として農地相談員の報酬3,150円の1日単価で4回の8カ月分、10万1,000円を議事録作成のための臨時職員6,240円の36日分を計上したものでございます。財源は道補助金を全額充当するものでございます。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費、定住促進・子育て世代応援事業350万円の計上でございます。本事業につきましては、地域雇用を支える人材の確保と定住化促進策として、国の加速化交付金を活用して定住に向けた住宅を取得する子育て世代に対し、支援助成する事業で、さる定例会3月会議において予算を上程・可決され本年度に繰り越して実施するものでございます。しかし、このたび北海道より、本事業は個人向け給付事業に該当し交付金の対象外であるとの見解が示され、交付金を活用した事業展開が困難となったことから、28年度事業

といたしまして一般財源において改めて予算化するものでございます。なお、金額につきましては当初750万円を計上しておりますが、これまでの問い合わせ等の状況を考慮し本予算では350万円を計上させていただき、それ以上の申請があった場合は今後の補正による対応させていただきたいと考えてございます。

続きまして、8款土木費、2項3目橋梁維持費、橋梁長寿命化事業521万7,000円の計上でございます。委託料でございますが、本事業は町道等にかかる橋梁の長寿命化のための点検業務であります。竹浦駅跨線橋及び白老駅跨線橋の点検、調査業務を行うものでございます。この2橋につきましてはJR北海道の線路をまたいでいることから、JR協議が必要であります。このたび協議が調ったことから追加で事業を実施するものでございます。なお、この2橋は町道ではないことから、補助対象とならず全て一般財源により実施することでございます。

続きまして4項1目港湾管理費、港湾施設管理経費73万3,000円の計上でございます。修繕料でございますが、白老港漁港区の入り口にあります防波堤の標識等が不良となったことから、これを交換するものでございます。なお、当該標識等は平成14年に設置したもので、すでに14年が経過してございます。財源は一般財源でございます。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、消防本部運営経費169万6,000円の計上でございます。まず、事業費及び備品購入費につきましては、昨年度末に2名の退職がございまして、これを補充するため急遽2名を新規採用したことにより、2名分の貸与品と防火服一式を購入するものでございます。また、12節役務費の通信運搬費につきましては、消防救急無線の運用上、電波法の規定により予備回線として優先回線の設置が必要でございました。しかし、この回線は非常時に開局することで対応できることから、これまで休止しておりましたが、本年5月に北海道総合通信局の検査でデジタル化の場合は、常時開局運用が必要であるとされたことから、2回線分の電話回線を設置する経費を計上するものでございます。本経費につきましては全て一般財源でございます。

続きまして、救急活動経費、委託料でございますが、これも新採用者2名が救急救命士のため、新たに救急救命士研修を追加するとともに、指導的な救命士が今回退職したことからそれを補うための研修に係る経費を合わせて計上するものでございます。全て財源は一般財源でございます。

次に、職員訓練研修経費、この件につきましても新規採用者2名に係る北海道消防学校初任教育の派遣に要する経費を追加するものでございます。全て一般財源でございます。

続きまして、4目災害対策費、災害対策経費8万1,000円の計上でございます。負担金でございますが、活動火山対策措置法に基づき、倶多楽火山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うことを目的に北海道登別市及び白老町で共同設置する倶多楽火山防災協議会が本年3月30日に設立され、協議会の事務に要する経費を負担するための負担金を計上するものでございます。一般財源でございます。

続きまして10款教育費、1項5目諸費、道徳教育推進校事業31万8,000円の計上でございます。北海道からの委託事業であります。道徳教育の充実のため道内の各管内小中各1校を指定し、

総意工夫を生かした道徳教育の実践研究を行うもので、このたび白老中学校で実施することとなりました。事業内容は道外施設研修の経費と外部講師を招いて公開事業を行い、講話や助言をいただくこととしてございます。財源は全額、道支出金を充当するものでございます。

13款給与費、1項1目給与費、職員等人件費、先ほどご説明いたしました道支出金の消費者行政事務補助金のうちの166万6,000円と農業委員会活動促進事業交付金73万3,000円合わせて239万9,000円を財源振替するものでございます。

続きまして、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金501万9,000円の計上でございます。今回、積立金でございますが、道南綜合土建株式会社が創立50周年を迎えたことから指定寄附金300万円及びふるさと納税寄附金の指定寄附分201万9,000円をそれぞれ基金に積み立てるものでございます。歳出は以上でございます。

続きまして歳入の説明をいたしますが、歳出のところで財源として説明した以外の科目のみ説明をさせていただきたいと思っております。

8ページ、9ページをお開き願います。最初に21款を説明いたします。21款諸収入、5項5目雑入でございます。財産売却費用負担金10万8,000円でございます。5月会議におきまして、旧白泉閣の用地を売却するに当たりまして、鑑定評価の部分を取得者のほうで支払っていただくということの負担金を今回改めて計上するものでございます。一般財源でございます。

それから、戻りまして20款1項1目繰越金でございます。前年度繰越金1,785万8,000円でございますが、歳出に対しての総額に対しまして歳入の不足分として計上するものでございます。今回の前年度繰越金につきましては、1億5,027万3,000円となっておりますので、1億5,027万3,000円から今回の1,785万8,000円を差し引いて、留保財源につきましては1億3,241万5,000円ということになります。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 高橋域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 私からただいまの補正予算の事業の地域公共交通活性化事業について追加説明させていただきます。

資料は今の説明25ページの次についている資料でございます。地域公共交通活性化事業につきましてこの事業の目的といたしまして、昨年12月に路線改正した元気号については利用者の減少が見られるということで、地域によって不便になった、時間がかかる、乗り継ぎが難しいなどの声が寄せられています。特に竹浦・虎杖浜方面の便数の減少によって帰宅が困難ということから、そのバス運行の空白時間において実証実験により追加運行を行うことによって利便性を確保する対策を行うものであります。内容といたしましては、ただいま申し上げました課題につきまして、1つが白老から竹浦・虎杖浜方面に向かう運行バスの空白時間が長いことため利用が困難であるという状況。2点目に白老から竹浦・虎杖浜方面へは乗車時間が長くて辛いという意見。3点目に特に必要があつて町立病院に行かなければならないのに、帰宅をする際に適した便がないという意見。4点目に白老地区の方はタクシーを利用して帰宅せざるを得ないが、石山地区以西においてはその負担が大きいといったような声があります。これを追加運行

によって対応していくというものでございます。その対策につきましては、まずこの今回の対策にかかって早期に解決できる方法ということで、道路運送法の21条の第2号というものがございまして、21条の第2号というのは、一時的に地域とか期間を限定して運送できるというものでありまして、その対象となっている事業者は一般貸切の旅客運送事業者または一般の乗用旅客運送事業者に限って、それができるといことがございまして、具体的に申しますと考えられる事業者としては道南バス、白老観光、白老交通といったような事業者になります。その21条を使って今回早急に実証実験という形ではございますが、運送をしようというものでございます。対策の1番目にまず町立病院の患者等が帰宅する際に運送、運行を拡充していこうというもので、町立病院から虎杖浜方面まで石山以西を対象にしておりますが、その足の策。それから内容といたしましては、元気号の空白時間となる時間に3便増便して運行するというものでございます。2点目に帰宅の際の送迎先ですけれども、これは元気号と同じ石山以西の各バス停を指定していただいて降車していただくということとして考えております。3点目にその運送車のことですが、観光ジャンボタクシーを想定しております。観光ジャンボタクシー1台、運転手を除いて9人乗りの運行となります。1日3回、乗車する方には乗車料金として一律500円を徴収するものでございます。今回さまざまな意見等を病院にいらっしゃる方の実態を調査する中で、かなり白老地区の方は帰りタクシーという方がいらっしゃいました。白老地区の場合は大体500円から700円程度で帰宅できると。初乗り料金もありますけれども、それで石山以西になると2,000円とか3,000円とか、虎杖浜までいくと4,000円とか5,000円とかという金額になりますので、それを考慮して500円ということとしております。そして、この運行については、手続きがひと月くらいかかるのですが、そこは運輸局との調整でなるべく短縮していただいて、2、3週間ということでお話をしておりますが、運行開始はこれから申請手続をして8月以降を見込んでおります。この事業を行うことによって、町立病院から石山以西の町民の利便性の向上を図る、もしくは、この便をふやすことによって、この実態調査によりますと、今元気号を使って虎杖浜・竹浦から朝乗ってくるお客さんというのは非常に少ないのですが、帰りの足を確保することで行きも元気号を使ってもらえるのではないかとというようなことが想定されます。それから、この実証実験を行うことによって、今後取り組んでいく地域公共交通網計画、そういうものに生かしていくということが想定しております。

それで次にA3版になりますが、次のページに実際の現在のバスの運行状況を記載した図があります。まず、細い点線の青線を書いてあるのが規定の道南バスの郊外路線の時刻でございます。そして、実線の黒が元気号の北回り山側のほうを走っているもので、点線が鉄南を走っている元気号であります。それで今バス2台ありますので、1号車と2号車で黒線と赤線に分けて書いております。それから今回、追加運行するというものは青線の太く書かれているところで町立病院が10時30分、12時30分、14時30分ということで、一応お客様につきましては石山以西の元気号のバス停ということで指定をしていただいて、そこまで運送するということで、おおよそ9人乗りですけれども、おおよそ虎杖浜までは1時間以内で届くのではないかとということで、戻ってきてもらって次の待機に入るといったことを考えております。この時刻表を見て



いただければわかるのですが、町立病院という欄の9時21分というのが萩野公民館を經由して虎杖浜臨海温泉に10時32分に着くバスがあります。それから空白時間になっておりまして、1時56分に乗って虎杖浜まで行くのと、15時17分この3本が竹浦・虎杖浜方面に行くバスですので、その間の時間を中心に埋めるということと考えていきます。

町の対策といたしましても、一刻も早く解消を図るということと実際にその改正した後にそういう利便性や路線が延びるのかなどといったことも、様子を見ながらこの委託事業になりますけれども、柔軟な対応をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 15ページの臨時福祉給付金事業の1番下の償還金、国庫支出金の返還金というのは事業が始まるのに返還金が上がっているのはどうしてですか。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） この返還金ですけれど、27年度の精算分になります。平成27年度に実施した分を28年度で返還するという形でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 対象者に対して返還、なぜ出てくるのか。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 27年度におきましては、予定が4,205名ということで考えておりましたが、実績としまして3,973名で232名の実績に対しましての減員になりまして、その分を返すという形になります。

○議長（山本浩平君） ほか、何か聞いておく必要のある方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11ページなのですがすけれども、財産管理費のところの製材生産性強化対策事業、先ほど場所をこういろいろおっしゃっていたのですが、はっきり言ってどこかよくわからないので、できれば本会議のときまでに地図を添付していただければありがたいかなと思いますので、お願いします。

○議長（山本浩平君） 用意できるかどうかありますので。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 可能な限り極力わかりやすい図面をご用意させていただきます。

○議長（山本浩平君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）の議案

について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,526万7,000円を追加し、総額を2,828万9,000円とするものでございます。

次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページ7ページをお開きください。1款公債費、1項公債費、1目元金は2,526万7,000円の増額でございます。この増額は墓園造成事業の地方債残高を一括繰り上げ償還するために、予算計上させていただいたものでございます。本件につきましては、さきの定例会3月会議で繰り上げ償還を念頭に一般会計から繰入金をいただいて基金に積み立てる予算を議決いただいておりますが、今回その繰り上げ償還に当たっての予算を計上させていただいたものでございます。

4ページにお戻りください。歳入でございます。3款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金は2,526万7,000円の増額でございます。これは基金積立金からの繰入金でございますが、歳出でご説明しましたが、地方債の一括繰り上げ償還の財源を基金積立金から繰り入れるものでございます。なお、地方債の一括繰り上げ償還の時期は金融機関との協議が整い次第になりますが、今のところ9月の定期償還に合わせて行うことを予定しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ2,054万5,000円を追加し、総額21億2,030万円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、6ページをお開きください。2歳出、6款諸支出金、1項2目償還金2,054万5,000円の増額補正で、介護給付

費及び地域支援事業費に対し国、北海道支払い基金より概算交付された負担金、補助金につきまして精算し返還するものでございます。

次に歳入の説明をさせていただきますので、4ページをお開きください。1歳入、8款繰越金、1項1目繰越金2,054万5,000円の増額補正で平成27年度の介護給付費に対する実績の国、道支払い基金の精算分でございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。平成28年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ84万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,238万8,000円とする補正でございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。歳出、2款基金積立金、1項基金積立金、1目特別老人ホーム事業基金積立金84万7,000円の増額補正でございます。内容につきましては平成27年度の決算におきまして、決算剰余金が発生し繰越金となることから、これを平成28年度予算として特別養護老人ホーム事業基金に積み立てる補正を計上させていただくものでございます。なお財源につきましては一般財源となるものでございます。

次に4ページをお開きください。歳入でございます。歳入につきましては歳出でご説明させていただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これ議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議5-1です。議案第5号です。白老町建築物のエネルギー性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定についてご説明いたします。

まず議5-15の次のページの議案第5号の説明資料をごらんください。

#### 1. 法律の背景

社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能向上を図るため、「省エネ法」から建築物部門を独立させ、建築物全体の省エネ性能を向上させようとする建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行されました。

#### 2. 条例の制定

この法律の施行により、市町村は「エネルギー消費性能向上計画の認定」と「エネルギー消費性能の表示認定」のための事務を行うこととなり、その手数料を定める条例の制定が必要となったものであります。

#### 3. エネルギー消費性能向上認定とは

- (1) 対象建築物：一戸建て住宅、長屋、共同住宅、非住宅建築物、住宅と非住宅の複合建築物の全ての建築物
- (2) 建築行為の区分：建築物の新築又は増改築等の場合、または建築物への空調設備等の設置または改修
- (3) 認定の条件：太陽光発電、ペアガラスや二重サッシ、高断熱材の使用等について、建築物エネルギー消費性能基準に適合すること
- (4) 特典：建築する際の容積率の緩和

#### 4. エネルギー消費性能の表示認定とは

- (1) 対象建築物一戸建て住宅、長屋、共同住宅、非住宅建築物、住宅と非住宅の複合建築物のすべての建築物
- (2) 建築行為の区分：既存建築物
- (3) 認定の条件：太陽光発電、ペアガラスや二重サッシ、高断熱材の使用等について、建築物エネルギー消費性能基準に適合すること
- (4) 特典：基準適合認定（eマーク）の表示

#### 5. 条例の組み立てについて

第1条では、本条例の趣旨を定めています。

第2条では、その手数料の種類及び金額を掲げています。

- (1) 計画認定手数料については、議5-3から6の別表第1に定めています。
- (2) 計画認定手数料の変更手数料については、議5-7から9の別表第2に定めています。
- (3) 性能基準適合認定手数料については、議5-10から14の別表3に定めています。

別表第1から第3に定める手数料については、「調査機関審査」と「評価機関審査」を受けた場合の手数料と機関審査を受けない場合の手数料が定められています。

なお、手数料の額につきましては北海道建設部手数料条例と同額としています。

条例で定める手数料の範囲は、限定特定行政庁（白老町）として、建築確認を受ける範囲と同じであるため、当町で取扱う可能性のある範囲で条例制定をしています。

第3条では、手数料の徴収の時期及び方法定めています。

第4条では、手数料の還付について定めています。

第5条については、手数料の減免について定めています。

第6条では、その他必要な事項の委任事項について定めています。

では条例の制定となりますので、条文を朗読したいと思います。なお、第2条関係の別表第1、第2、第3につきましては記載のとおりなので朗読を省略いたします。

議5-1をごらんください。では読み上げます。議案第5号 白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定について。

白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年6月17日提出。白老町長。

白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第87号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、変更、その他の事務で、町長に申請等を行うものについて徴収する手数料（以下「手数料」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（手数料の種類及び金額）

第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 法第29条第1項の規定に基づく計画認定申請手数料 別表第1に定める額
- （2） 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定申請手数料 別表第2に定める額
- （3） 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 別表第3に定める額

2 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合にあっては、前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例（平成12年条例第10号）第2条第1号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

3 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定によると申出について、構造計算適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。）に準ずる判定を必要とする場合にあっては、第1項及び前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請制手数料等徴収条例第2条第3号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

（手数料の徴収の時期及び方法）

第3条 手数料は、申請する際にこれを徴収する。

(手数料の還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長は特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減免)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項各号に定める手数料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害により、滅失し、又はき損したため1年以内に建物を建築するとき。

(2) その他町長が必要と認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

次に議案説明です。議5-15をごらんください。白老町建築物のエネルギー消費性能向上計画認定手数料等徴収条例の制定について。建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的として「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が制定されたことに伴い、同法に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に係る所管行政庁となる本町において、当該認定その他の事務に要する費用を手数料として徴収するため、本条例を制定するものである。なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠した額としている。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議6-1をお開きください。議案第6号です。白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議6-5の議案説明をお開きください。長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準が改正され、住宅を増築又は改築して長期使用構造等とする場合の認定基準等が新たに定められたことから、この認定に係る事務に要する手数料及び必要な事項を規定すべく、本条例の一部を改正するものであります。

なお、手数料については、従前同様に北海道建設部手数料条例に準拠した額としております。長期優良住宅につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定める長期に渡っ

て良好な状況で使用するための措置がその構造や設備に講じられている住宅のことをいいます。この優良住宅を建築しようとする方はその建築、維持保全に関する計画書を作成して、所管行政庁に認定を申請することができます。このことで認定を受けた新築、増築、改築の住宅については、税の減免等を受けることができる制度であります。

次のページの議6-6から議6-10までが新旧対照表となります。表の左側が改正前で右側が改正後となります。下線を引いてある部分が新しく追加された改正の箇所となります。なお、この条例につきましては、平成28年7月1日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議7-1ページをお開きください。議案第7号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議7-9ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の計算期間を改め、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置を設け、及び固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定める等の所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものでございます。改正規定につきましては、新旧対照表のとおりでございます。改正内容につきましては、議7-23ページの次の議案第7号説明資料で主な改正項目についてご説明いたします。

別紙の議案第7号の説明資料でご説明させていただきます。地方税法等の一部改正（平成28年3月31日公布）に伴う、主な町税条例改正関係のご説明でございます。

1 個人住民税及び法人町民税に係る延滞金の計算期間の見直し（第19条・43条・48条・50条）

これにつきましては当初の申告がされ減額となり、税額の納付のあった日の翌日から増額となる修正申告書の提出日または更生の通知をした日までの期間を延滞金の計算期間から控除することとなるもの。こちらにつきましては、国税のほうの規定と合わせるような形になりますので、このような見直しを行うものでございます。

2 セルフメディケーションの推進に係る所得控除制度の導入（附則第6条）

医療費控除の特例として、特定健康診査等を受けている者が、スイッチOTC医薬品（例：ガスター10、ロキソニンS、フェイタスZ、ダマリンLといった医薬品）の購入費用について、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品の購入対価の額から

1万2,000円を超えた分について、8万8,000円を限度として、従来の医療費控除のどちらかの適用を受けることができるものでございます。ですので、10万円購入した金額までが控除の対象となるものでございます。

### 3 地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の改正（附則第10条の2）

地方税法附則の改正に合わせて改正したもので対象資産（わがまち特例分）の取得期限を延長したものでございます。

以下、地方税法の定める範囲において軽減割合を市町村の条例で規定するもの。

第4項 下水道法に規定する公共下水道使用者の設置した除外施設に係る課税標準額を4分の3（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得期間延長）

第7項 津波防災地域づくりに関する法律第10条第1・2項に規定された償却資産に係る課税標準額を2分の1（平成28年4月1日から平成32年3月31日までの取得期間延長）

第10項 特定再生可能エネルギー発電設備施設（太陽光）に係る課税標準額を3分の2（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得期間延長）

第11項 特定再生可能エネルギー発電設備施設（風力）に係る課税標準額を3分の2（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得期間延長）

第12項 特定再生可能エネルギー発電設備施設（水力）に係る課税標準額を2分の1（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得期間延長）

第13項 特定再生可能エネルギー発電設備施設（地熱）に係る課税標準額を2分の1（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得期間延長）

第14項 特定再生可能エネルギー発電設備施設（バイオマス）に係る課税標準額を2分の1（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得期間延長）

第18項 都市再生特別措置法第99条に規定する認定誘導事業に係る公共施設等の用に供する資産の課

税標準額を5分の4（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得期間延長）

4 町たばこ税に関する経過措置といたしましては、法律改正に伴いまして、様式の文言の変更をいたしております。

議7-6ページをお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は公布の日から施行し、改正後の白老町税条例等の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中白老町税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中白老町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第30号）附則第6条第7項の改正規定（「、新条例」を「、白老町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23校の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第3項の規定



は平成29年1月1日から施行するものでございます。

- (2) 第1条中白老町税条例第19条の改正規定(「、」第53条の7、第67条)の下に「、第81条1条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに第2条中白老町税条例等の一部を改正する条例附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。
- (3) 第1条中町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は平成30年1月1日から施行するものでございます。

次に議7-7ページ中ほどの第2条 町民税に関する経過措置につきましては、第1条の規定による改正後の個人住民税及び法人住民税に関する部分について、この日以後の納期限が到来する延滞金について適用するものでございます。また、第2号の規定は平成30年度から34年度分の個人住民税に適用されるものでございます。

次に、議7-7、7ページ下段の第3条 固定資産税に関するケースが措置につきましては、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分に適用し平成27年度分までの固定資産税についてはなお従前の例による。また、主な改正項目で説明させていただいた(わがまち特例)の部分につきましては、平成28年4月1日以降に取得した償却資産に関して規定しているものでございます。また、第9号の規定は新条例附則第10条第10項の規定は平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33条第1号のイに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税に適用するものでございます。以上で説明を終えさせていただきます。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時05分

---

再 開 午前11時15分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第8、議案第8号 白老町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保税務課長。

○**税務課長（久保雅計君）** 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。議8-1ページをお開きください。議案第8号でございます。白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議8-3ページをお開きください。議案説明でございます。平成28年3月に公布し、同年4月1日から施行した白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例附則中の経過措置規定のほか、引用条項の整理を要するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議8-4ページをお開きください。新旧対照表でございます。改正規定につきましては新旧対照表に記載のとおりでございます。改正内容につきましては、第12条中第1項中においては、引用条項の整理をしたものであります。また、附則第2項中においては、平成28年4月1日以後に固定資産の価格登録をした者または価格の決定、修正をし、納税義務者に通知したものに改めるものでございます。以上で説明を終えさせていただきます。

○**議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○**総務課長（岡村幸男君）** 議9-1をお開きください。議案第9号です。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案説明です。次のページをお開きください。職員の勤勉手当について、原則、人事院勧告に基づき国家公務員に準拠した支給割合としており、本年6月分から支給することとした再任用職員についても国の再任用職員と同率の支給とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表については記載のとおりでございます。

戻りまして附則ですが、この条例は公布の日から施工します。加えて説明をさせていただきますと、この再任用の職員の期末勤勉手当については、本年、採用の再任用職員から支給を開始することとして、ことし3月の条例改正を行っていただきました。そこで、ことしの6月末に支給する、これが初めての支給となるわけでございますが、その支給事務を進めている段階で、この支給の月数分、記載のとおり100分の45は人事院勧告の数字と異なっていたということがわかりました。そのため、これを改正するというところで正規の100分の37.5に直すということでございまして、大変申しわけございませんでした。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○**議長（山本浩平君）** ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要な方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議10-1でございます。議案第10号です。北海道市町村総合事務組合格約の変更についてでございます。

議案説明のほうをお聞きください。次のページです。構成団体について、北空知学校給食組合が平成27年11月30日をもって解散したことに伴いまして、この北海道市町村総合事務組合格約を改正するというものでございます。北空知学校給食組合が新たに北空知圏の学校給食組合というものが設立されたことに伴いまして、この規約を変更するとういう中身でございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 続きまして議案第11号です。北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてであります。これも先ほど説明いたしました、北空知学校給食組合の解散に伴いまして変更するというので、それから別表と規約等の字句等の整理を行うためにと改正をするというものでございます。

議11-5のほうに変更についての議案説明を記載してございますが、今ご説明したとおりの中身でございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第11号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第11号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第12号でございます。北海道町村議会議員公務災害という補

償等組合規約の変更についてでございます。これも先ほど来、ご説明してありますとおり北空知学校給食組合の解散によりこれを削るものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終わります。

日程第13、報告第1号 平成27年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは報1-1、報告第1号でございます。平成27年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案についてご説明申し上げます。

平成27年度補正第14号及び第15号で可決をいただきました繰越明許費につきまして、報1-2のとおり繰り越すものでございます。繰越事業につきましては、ここに記載している16事業でございます。繰越額は3億3,713万7,000円で、特定財源が3億2,275万1,000円、一般財源は1,438万6,000円を繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま報告第1号の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第14、報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報告2-1をお開きください。報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。(1)といたしまして株式会社白老振興公社平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画、(2)としまして一般財団法人白老町体育協会平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画でございます。それぞれの内容につきましては、慣例によりまして説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいまは議案の説明が終わりました。

これより報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

日程第15号、報告第3号 白老町国民保護計画の変更に係る報告についての議案について説明をお願いいたします。

小関危機管理室長。

○総務課危機管理室長（小関雄司君） 報3-1をお開きください。報告第3号でございます。白老町国民保護計画の変更に係る報告についてのご説明でございます。

ページの最後から2ページ目に、議案説明をおつけしております。報3-2をお開きください。議案説明でございます。国の基本指針及び北海道の国民保護計画が変更されたことから、国及び北海道との整合性を図るため、白老町の国民保護計画の一部についても変更するものがございます。変更の内容につきましては、次のページに説明資料をおつけしております。表面につきましては、保護計画の概要を記載しております。

裏面をごらんください。最後のページのほうに主な変更内容を記載しております。主な変更内容としましては、緊急情報ネットワークシステム、また全国瞬時警報システムの活用について記載をしております。また、国が開催する武力攻撃事態等応答対策協議会との連携に関する規定及び安否情報システムの活用などについて、新たに記載、追記させていただいたものがございます。またあわせて、町の組織体制や統計データまた関係機関の連絡先等についても、直近の資料に基づいて修正を加えさせていただいているものがございます。簡単ですが説明を終わります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案報告第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号の議案説明を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時29分）